

収入減少による減免申請チェックリスト

①事由（該当する項目いずれかにチェック）

- 1 ☐ 長期（９０日以上）の入院又は療養
- 2 ☐ 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失等
- 3 ☐ 失業等
- 4 ☐ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する事由
→3以外の方は③へ

②3 失業等に該当する場合（いずれかにチェック）

- 1 ☐ 自己都合または定年退職 → **減免申請できません**
- 2 ☐ 会社都合退職 → **⑤も確認**

③基準額の確認（該当する項目いずれかにチェック）

- 1 ☐ 世帯主及び当該世帯に属する被保険者の申請月の実収入月額が基準額×1.2を下回る
- 2 ☐ 世帯の預金合計額が基準額×3を下回る
- 3 ☐ 預貯金以外で換価が可能 → **不可の場合④へ**
- 4 ☐ 3が可能な場合、保険料を全額支払える → **減免申請できません**

④申請書類及び添付書類（提出する書類にチェック）

事由	添付書類
共通	☐ 減免申請書 ☐ 収入状況等調査票 ☐ 申請年度の年中の収入額の根拠になるものの写し (例：申請年度の年の１月以降の給与明細、帳簿等) ☐ 減免申請チェックリスト〈この様式〉
長期（９０日以上）の入院 又は療養	☐ ９０日以上 of 長期の入院又は自宅療養を要することが 確認できる診断書
事業又は業務の休廃止、事業に おける著しい損失等	☐ 廃業届出書の写し ☐ 閉鎖事項全部証明書の写し、 ☐ 免責確定証明書の写し ☐ 個人事業の廃業届出書の写し
失業等	☐ 離職票の写し ☐ 解雇通知書の写し
干ばつ、冷害、凍霜害等による 農作物の不作 その他これに類する事由	☐ 減収及び被害の状況が確認できる書類

⑤非自発失業者（会社都合退職者）の軽減措置について

倒産・解雇・雇止め等による退職をし、以下の１と２両方に該当する場合は、非自発的失業者軽減制度に該当しますので、別の申請が必要となります。

- 1 離職時時点で６５歳未満
- 2 雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の離職理由コードが
11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれかに該当

→ 該当の場合は、雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の写しを添付し
軽減申請を行ってください。（この申請とは別の申請になります）

⑥申請者確認

- ☐ 減免条件を満たしているか
- ☐ 必要書類（添付書類含む）がそろっているか
- ☐ 上記２点にすべてチェックがあるか



受付印